

後期高齢者医療被保険者の皆さんへお知らせ

平成24・25年度の保険料率が決定しました。

熊本県後期高齢者医療広域連合では2年ごとの保険料率の見直しにより、次のとおり決定しました。

均等割額47,900円

所得割率9.26%

保険料額（年額）＝均等割額47,900円＋所得割額〔（総所得金額等－33万円）×9.26%〕
※上限額が年額50万円から55万円へ変更となりました。

平成24年度も保険料軽減は継続します。

所得が低い方や被用者保険加入者（※）に扶養されていた方の保険料は、継続して軽減されます。

（※）被用者保険とは協会けんぽ、健保組合、共済組合などです。

所得が低い方の軽減

- ◆保険料の均等割額（被保険者全員が等しく負担する保険料）の軽減
世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等が

「基礎控除額（33万円）」を超えない世帯で、
被保険者全員の年金収入の控除額をそれぞれ80
万円として計算したうえで所得が0円となる場合

➡ [保険料の均等割額を9割軽減](#)

「基礎控除額（33万円）」を超えない世帯

➡ [保険料の均等割額を8.5割軽減](#)

「基礎控除額（33万円）」＋「24.5万円×世帯の
被保険者数（被保険者である世帯主を除く）」を
超えない世帯

➡ [保険料の均等割額を5割軽減](#)

「基礎控除額（33万円）」＋「35万円×世帯の
被保険者数」を超えない世帯

➡ [保険料の均等割額を2割軽減](#)

*総所得金額等の計算には、専従者控除、譲渡所得の特別控除は適用されません。

- ◆保険料の所得割額（所得に応じて負担する保険料）の軽減
被保険者の総所得金額等が

「基礎控除（33万円）」＋58万円を超えない方

➡ [保険料の均等割額を5割軽減](#)

被用者保険加入者に扶養されていた方の軽減

被用者保険加入者に扶養されていた方も、保険料が軽減されます。

特別措置として、当分の間は保険料の均等割額が9割軽減されます（所得割額はかかりません）。

対象となる方…資格を得た日の前日まで、被用者保険加入者に扶養されていた方

「後期高齢者医療被保険者証(保険証)」の更新のお知らせ

現在お持ちの保険証(水色)の有効期限は、7月31日までとなっています。

新しい保険証(黄色)は7月中に簡易書留で郵送しますので、8月1日からは新しい保険証(黄色)をお使いください。

新しい保険証(黄色)に記載してある一部負担金の割合は、平成24年度の市町村民税の課税所得をもとに判定しています。

なお、現在お持ちの保険証(水色)は8月1日以降に、役場各庁舎窓口にお返しください。

【一部負担金の割合】

同一世帯の後期高齢者医療被保険者のうち、市町村民税の課税所得が145万円以上ある方がいる世帯の被保険者	→	一部負担金の割合は (病院等での窓口負担) 3割
上記条件に該当しない世帯の被保険者	→	一部負担金の割合は (病院等での窓口負担) 1割

※新しい保険証は裏面に臓器提供意思表示ができるようになりました。臓器提供の意思表示をする際はボールペンで記入してください。なお、個人情報保護のためのシールを役場各庁舎窓口にて用意しておりますのでご利用ください。

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新及び新規申請のお知らせ

■更新について

現在お持ちの「限度額適用・標準負担額減額認定証」(水色)の有効期限は、7月31日までとなっています。新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」(黄色)は7月中に簡易書留で郵送しますので、8月1日からご使用ください。

■新規の申請について

低所得者Ⅰ・Ⅱの方で、現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちでない方は、入院される場合には、この認定証が必要となりますので、役場各庁舎窓口にて申請してください。

なお、現役並み所得者、一般所得者の方は該当しません。

【申請に必要なもの】○後期高齢者医療被保険者証 ○印かん

■入院時の一部負担金と食事代

	一部負担金の上限額	食事代(1食当たり)
現役並み所得者 (※1)	80,100円+	260円
	(総医療費-267,000円)×1% 4回目から44,400円	
一般所得者(※2)	44,400円	260円
低所得者Ⅱ(※3)	24,600円	過去12か月で90日までの入院 210円
		過去12か月で90日を超える入院 160円(※5)
低所得者Ⅰ(※4)	15,000円	100円

(※1) 現役並み所得者とは、同一世帯の被保険者に課税所得が145万円以上の方がいる場合。

(※2) 一般所得者とは、現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の方。

(※3) 低所得者Ⅱとは、被保険者の属する世帯の全員が住民税非課税の方。

(※4) 低所得者Ⅰとは、被保険者の属する世帯の全員が住民税非課税で、世帯全員の各所得が0円となる方。(年金収入のみの場合は、80万円以下の方)

(※5) 低所得者Ⅱの方で、入院期間が90日を超えた場合は、申請により食事代が160円になります。

【お問い合わせ】 役場健康推進課 医療保険係 後期高齢担当 TEL (62)9180